

平成30年第2回

多摩市議会定例会議案

多 摩 市

多摩市告示第268号

平成30年第2回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年5月28日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 平成30年6月11日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

平成29年度多摩市継続費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国都支出金	地方債	その他
03	01	925 民生費 社会福祉費 (仮称)都営住宅合築 福祉施設整備事業	358,000,000	76,667,000	37,598,422	114,265,422	37,598,422	76,667,000	76,667,000	76,667,000	0	0	0
03	02	345 民生費 児童福祉費 児童館等管理経費	97,100,000	38,800,000	0	38,800,000	35,600,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	0	0	0
10	02	579 教育費 小学校費 小学校施設整備事業	1,087,300,000	242,000,000	0	242,000,000	0	242,000,000	242,000,000	214,000	58,186,000	183,600,000	0
合計			1,542,400,000	357,467,000	37,598,422	395,065,422	73,198,422	321,867,000	321,867,000	80,081,000	58,186,000	183,600,000	0

平成30年6月11日提出

多摩市長 阿部 裕行

平成29年度多摩市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源内訳			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
08 土木費	03 都市計画費	493 公園管理経費 (緑地法面保護工事)	8,000,000	8,000,000	0	0	0	0	8,000,000
合 計			8,000,000	8,000,000	0	0	0	0	8,000,000

平成30年6月11日提出

多摩市長 阿部 裕行

第50号議案

本庁舎給排水衛生設備等改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年6月11日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

平成29年第4回多摩市議会定例会において議決を経た本庁舎給排水衛生設備等改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 件 名 | 本庁舎給排水衛生設備等改修工事 |
| 2 契約の相手方 | 東京都多摩市和田374番地の4
西川・堤建設共同企業体
株式会社西川工業所 代表取締役 西川 碩治 |
| 3 契 約 金 額 | <u>変更前 金258,984,000円</u>
<u>変更後 金259,556,400円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、多摩市工事契約約款第25条第6項の規定により、平成30年3月1日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が2か月以上ある工事の契約について、契約金額を平成30年4月1日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更するものである。

第51号議案

西落合小学校改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年6月11日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

平成30年第1回多摩市議会定例会において議決を経た西落合小学校改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 件 名 | 西落合小学校改修工事 |
| 2 契約の相手方 | 東京都多摩市和田1845番地1
京王・今治建設共同企業体
京王建設株式会社 多摩営業所所長 佐藤 尚徳 |
| 3 契 約 金 額 | <u>変更前 金700,812,000円</u>
<u>変更後 金709,754,400円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用） |

変更の理由

平成30年3月1日以降に締結した工事に係る契約のうち、平成29年度公共工事設計労務単価を用いて予定価格を積算した工事の契約について、平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を変更するものである。

第52号議案

多摩市副市長の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成30年6月11日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

提案理由

多摩市副市長永尾俊文氏は、平成30年6月30日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
浦 野 卓 男	東京都日野市	

第 5 3 号議案

多摩市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市固定資産評価員永尾俊文氏が、平成 3 0 年 6 月 3 0 日をもって辞職することに伴い、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
浦 野 卓 男	東京都日野市	

第54号議案

多摩市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年6月11日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市市税条例等の一部を改正する条例

(多摩市市税条例の一部改正)

第1条 多摩市市税条例(昭和40年多摩市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(

次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で

定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のコストに相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。
- 第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条第18項を同条第27項とし、同条第17項を同条第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零）とする。

附則第10条の2中第16項を第24項とし、第11項から第15項までを8項ずつ繰り下げ、第10項を第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項を第8項とし、同項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2中第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、

3分の2とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 多摩市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 多摩市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 多摩市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 多摩市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項

とする。

(多摩市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 多摩市市税条例の一部を改正する条例(平成27年多摩市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「多摩市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「多摩市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中多摩市市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中多摩市市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中多摩市市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中多摩市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中多摩市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の

2 及び第 3 4 条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 3 3 年 1 月 1 日

(8) 第 4 条並びに附則第 1 0 条及び第 1 1 条の規定 平成 3 3 年 1 0 月 1 日

(9) 第 5 条の規定 平成 3 4 年 1 0 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 3 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第 1 条の規定による改正後の多摩市市税条例（次条第 1 項において「新条例」という。）第 2 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 8 条第 1 0 項から第 1 2 項までの規定は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 3 0 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 9 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 号。次条において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下この条において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に締結された旧法附則第 1 5 条第 2 9 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に締結された旧法附則第 1 5 条第 3 0 項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（多摩市市税条例の一部を改正する条例（平成27年多摩市条例第36号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には

市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	多摩市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年多摩市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を

	又は第34号の2の様式	改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの

製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の多摩市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	多摩市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年多摩市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しく	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限

	は第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場

から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の多摩市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	多摩市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年多摩市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限

第 9 8 条 第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式 又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を 改正する省令（平成 3 0 年 総務省令第 2 5 号）別記第 2 号様式
第 9 8 条 第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 3 項
第 1 0 0 条 の 2 第 1 項	第 9 8 条 第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条 第 2 項	第 9 8 条 第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 3 項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第 5 5 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

(多摩市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 多摩市都市計画税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 8 項中「若しくは第 4 5 項」を「、第 4 5 項若しくは第 4 8 項」に改める。

第 2 条 多摩市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 5 項」を「附則第 1 5 条第 4 4 項」に改め、附則第 1 8 項中「第 4 4 項、第 4 5 項」を「第 4 3 項、第 4 4 項」に、「第 4 8 項」を「第 4 7 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 2 2 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第 2 条の規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

第56号議案

多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年6月11日

提出者 多摩市長 阿部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多摩市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和61年多摩市条例第21号）
の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第 5 7 号議案

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年多摩市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条第 1 項に規定する
免許状を有する者

第 1 0 条第 3 項第 9 号中「認めた」を「認める」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と
認めるもの

第 1 0 条第 4 項中「1 つ」を「1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 8 号議案

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例

多摩市介護保険条例（平成 1 2 年多摩市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 中「費用（）」を「費用（地域密着型通所介護、）」に改める。

第 9 条の 2 の見出し中「第 1 号被保険者」を「要介護被保険者」に改め、同条中「第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）であって介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 2 2 条の 2 第 1 項の規定により算定した所得の額が同条第 2 項で定める額以上である要介護被保険者」を「法第 4 9 条の 2 第 1 項に規定する要介護被保険者（次項に規定する要介護被保険者を除く。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 4 9 条の 2 第 2 項に規定する要介護被保険者が受ける前項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「1 0 0 分の 9 0」とあるのは、「1 0 0 分の 7 0」とする。

第 1 0 条に次の 1 項を加える。

3 法第 5 0 条第 3 項の規定により居宅介護サービス費等の額の特例として市が定める割合は、規則で定める。

第 1 1 条中「、介護予防通所介護」を削る。

第 1 2 条の 2 の見出し中「第 1 号被保険者」を「居宅要支援被保険者」に改め、同条中「第 1 号被保険者であって令第 2 9 条の 2 第 1 項の規定により算定した所得の額が同条第 2 項で定める額以上である居宅要支援被保険者」を「法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する居宅要支援被保険者（次項に規定する居宅要支援被保険者を除く。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 5 9 条の 2 第 2 項に規定する居宅要支援被保険者が受ける前項各号に

掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。第13条に次の1項を加える。

- 3 法第60条第3項の規定により介護予防サービス費等の額の特例として市が定める割合は、規則で定める。

第14条第1項中「第1号被保険者」の次に「（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「令」を「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第9条の2及び第12条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行われる介護保険サービスに係る保険給付について適用し、同日前に行われた介護保険サービスに係る保険給付については、なお従前の例による。

第 59 号議案

多摩市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成 30 年 6 月 11 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例

多摩市指定地域密着型サービス基準条例（平成 28 年多摩市条例第 19 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者
（法第 8 条第 2 3 項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 1
1 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 17 条の 12 に規定す
る看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る
。）」を加える。

第 5 条第 1 号中「政令で定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1
項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 16 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施
行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 46 条第 1 項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第
1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 67 条第 4 号、第 68 条第 5 項及び第 78 条の 3 中「指定地域密着型通所
介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 0 号議案

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例

多摩市営住宅条例（平成 9 年多摩市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、特別な事情がある場合において前項に規定する納期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

第 1 8 条第 1 項中「前条第 2 項の」を「前条第 2 項又は第 3 項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

